

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人伸芽福祉会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、理事長及び理事を兼ねる評議員が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

3 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(役員等の報酬等)

第6条 役員に対して、各年度の総額が理事200,000円、監事100,000円の合計300,000円を超えない範囲で、本規定に定める支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

(評議員選任・解任委員の報酬等)

第7条 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

2 評議員選任・解任委員が、評議員選任・解任委員会以外の日に理事会での選任の報告等を行なった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

第8条 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。また、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬はこれを支払わないものとする。

2 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第9条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、費用弁償として旅費等を支給することができる。

2 旅費の支払方法は、本法人の旅費規定に準ずる。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

(兼務役員)

第10条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(役員等の職務証跡)

第11条 役員等は、法人職務証跡資料として、出勤簿(職務証跡)の作成に協力するものとする。

(改正)

第12条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、平成29年6月4日より適用する

平成27年1月18日施行の規定は廃止する。

平成16年4月1日施行の規定は廃止する。

平成15年4月1日施行の規定は廃止する。

平成14年4月1日施行の規定は廃止する。

平成8年10月1日施行の規定は廃止する。

平成5年8月1日施行の規定は廃止する。

平成5年4月1日施行の規定は廃止する。

役員報酬 別表1 (日額)

名 称	報 酬
理事会出席報酬等	5,000円
評議員会出席報酬等	5,000円
苦情対応第三者委員	3,000円
評議員選任・解任委員	5,000円

別表2 (日額)

名 称	報 酬
理事長業務報酬等	5,000円
理事及び評議員業務報酬等	5,000円
監事監査指導報酬等	5,000円
苦情対応第三者委員	3,000円
評議員選任・解任委員	5,000円